

新型コロナウイルス感染症の影響を受けるお客さまに対するガス料金の特別措置の追加対応について

新型コロナウイルス感染症により亡くなられた皆さまのご冥福をお祈り申し上げるとともに、感染された皆さまや生活に影響を受けている皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、3月23日に新型コロナウイルス感染症の影響を受けるお客さまに対するガス料金の特別措置について発表しましたが、経済産業省からの要請等を踏まえ、支払期限のさらなる延長ならびに対象月の拡大を実施いたします。

なお、「旧簡易ガスみなしガス小売事業者の指定旧供給地点小売供給約款」に関する特別措置は、関東経済産業局長に「託送供給約款以外の供給条件」の実施についての認可申請を5月12日に行い、同日付で認可されたものです。

記

【適用となるお客さま】

以下の特別措置は、『生活福祉資金貸付制度の「緊急小口資金」及び「総合支援資金」の特例措置』に基づく貸付を受けたお客さまが本適用をお申し出いただいた場合に適用させていただきます。

【ガス料金の特別措置の内容】

ガス料金[都市ガス（旧一般ガス及び旧簡易ガス）、LPガス]について、2020年2月（支払期限日が2020年3月25日以降となるもの）、同年3月検針分、4月検針分の料金の支払期限日※を原則として2ヵ月、5月検針分の料金の支払期限日を原則として1ヵ月、それぞれ延長いたします。

【備考】

実施期間満了後の取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の影響状況等を鑑み、別途検討することといたします。

※支払期限： 支払義務発生日の翌日から起算して50日目をいいます。ただし、支払義務発生日の翌日から起算して50日目が、休日（日曜日、銀行法第15条第1項に規定する政令で定める日および5月1日、12月30日）の場合には、その直後の休日でない日となります。

以上

<p>□ 本件に関するお問合せ先 房州ガス株式会社 総務部総務課 担当：本間、高松、岩並 TEL：0470-22-2251</p>
